

トピックス

2013年10月11日にAP東京八重洲通り(東京都中央区)において、会員会社のコンプライアンス担当責任者、実務担当者111名を対象に「第7回コンプライアンス研修会」が開催されました。会員会社のコンプライアンスの推進を図ることを目的に継続的に開催されていて、2010年7月の第1回から数えて7回目を迎えます。今回は、森本大介弁護士(西村あさひ法律事務所)による「贈賄防止法規を巡る国際的潮流と日本企業における留意点」と題した講演がありました。

開会の挨拶

まずはじめに、製薬協の伍藤理事長から、開会の挨拶がありました。伍藤理事長は其中で、「最近の薬業界、医療界では社会を揺るがすような事件が発生していますが、そうした諸問題に対して、いかに会員会社がフィードバックをし、備えを行うかが今回のコンプライアンス研修会の目的です」と述べました。続いて森本先生の略歴が紹介され、講演が始まりました。

講演

贈賄防止法規を巡る国際的潮流と日本企業における留意点

西村あさひ法律事務所 パートナー
弁護士・ニューヨーク州弁護士
森本 大介 先生

国際的潮流としての

贈賄防止規制強化の背景

森本先生は、まず国際的潮流としての贈賄防止規制強化の背景として、米国FCPA(連邦海外腐敗行為防止法)、OECD(経済協力開発機構)外国公務員贈賄防止条約、日本の不正競争防止法上の外国公務員贈賄罪、国連腐敗防止条約、英国Bribery Act 2010(2010年英国贈収賄防止法)、米国DOJ(司法省)とSEC(証券取引委員会)が共同でFCPAガイドラインを公表したことについて、制定過程を年代順に紹介しました。

FCPAを巡る近時の動向から見るリスク

次に、FCPAの過去の罰金額上位10社からみて、米国FCPAがいかに外国企業を狙い撃ちしているか、またFCPAに関するDOJによる2001年以降の公表件数を示しながら、件数が年々増加傾向にある



森本先生

ことを報告しました。続いて日本企業のFCPAでの摘発事例として、日揮株式会社(2011年4月)、ブリヂストンの元社員(2008年12月)、ブリヂストン(2011年9月)、丸紅(2012年1月)の事例を示しながら、近時のリスク増加要因として、①日本企業の積極的な海外進出、②各国における贈賄防止の動き、③(カルテル等における)リーニエンシー制度(課徴金減免申請)の存在、④アムネ스티(アムネスティラス)制度の存在、⑤米国の司法取引制度を挙げました。

贈賄防止法規一般に適用される留意点

1. [主体]当該法規の適応対象者(当該国の贈賄防止法規ごとに、自国民のみを対象とするか、自国以外の民も対象とするかは異なる)。
2. [客体]公務員・外国公務員(公務員や外国公務員が対象となるのが原則であるが、英国や中国のように民間同士についても禁止しているケースもあるので注意が必要)。
3. [目的]不正の利益を得る目的(贈賄防止法規は基本的には目的犯であり、不正の利益を得る目的がないと成立しない)。
4. [行為]金銭その他の利益の供与(申し込み、約束をすることも含む)。

不正競争防止法(日本)

不正競争防止法18条

「何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申し込み若しくは約束をしてはならない」

管轄として、日本でその行為が一部でも行われた場合、または日本人が海外で行った行為には、不正

競争防止法が適用されます(外国人は対象外)。罰則として、法人には3億円以下の罰金、個人には5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはその併科と厳しく、不正競争防止法の運用例としてこれまで3例ありますが、その3例の①九電工事件、②PCI事件、③フタバ産業事件、について解説しました。

FCPA (アメリカ)

- 日本においてFCPAが問題になるケースとして、
- (1) 米国に支店や営業所を有する場合、支店や営業所は domestic concernには該当しないため、米国に居住する役員個人のみがFCPAの適応を受ける。
 - (2) 米国企業等や米国人をエージェントとして利用している場合、エージェントはFCPAの適応を受ける。
 - (3) 米国企業等のエージェントとして活動している場合、米国企業等のエージェントとしてFCPAの適応を受ける可能性がある。
 - (4) FCPAが適用される行為の共謀が認められた場合、FCPAの適応を受ける。
 - (5) 上記(1)から(4)のいずれにも該当しない場合、米国で行為を行った場合に限り、FCPAの適応を受ける。
- そしてFCPAを巡る最近の事例として、①Pfizer、②Ralph Luran Corporation、③Lucent Technologies Inc、④ダイムラーおよびその子会社3社を解説しました。

Bribery Act 2010 (イギリス)

森本先生は、Bribery Act 2010成立の歴史的背景、続いてその特徴として、①贈収賄規制1条、2条、②外国公務員贈賄規制6条、③企業の責任7条(関係企業の関係者が当該企業のために、ビジネス、あるいはビジネスにおける便宜を獲得/維持する目的で贈賄した場合)を挙げました。また罰則(11条)、管轄(12条)、6つの原則について説明しました。

中国

公務員への賄賂に対する主な規定として、刑法385条がありますが、2年前から外国人に対しても新たに制定されました。商業賄賂(民間同士)の中で、反不正競争法、商業賄賂の禁止に関する暫定規定、刑法等が最近厳しくなっていること、また民間企業間のリベート供与が「商業賄賂」として行政罰、刑事罰の対象になっていること等を話しました。

刑法(ロシア)

ロシアは2012年4月17日付けで、OECD外国公務員贈賄防止条例の締結国(39カ国目)となりましたが、自然人による贈賄(刑法)、法人による贈賄(行政違反法典)についての説明がありました。

違反の場合のインパクト

摘発された場合の代償として、日本当局によるFCPA違反の摘発の場合と、DOJによるFCPA違反



会場風景

の摘発の場合とに分けて解説しました。

不正のメカニズム

不正の主たる類型の中でも、組織的色彩が強いものとして、カルテル・贈賄・循環取引・リコール隠し・労働問題(残業不払等)を、また個人的色彩が強い不正として、横領・詐欺・セクハラ・パワハラを挙げました。そして、不正のトライアングルとして、(1)動機—誰にも相談できない経済的な悩み、(2)機会—誰にも気付かれずに会社資産を不正流用できる状況、(3)正当化—不正を行うことを自分の心の中で正当化すること(コンプライアンスの問題)の3つの要素を説明したうえで、このような不正のトライアングルを作らない、できないようにすることが大切だと話しました。

外国公務員贈賄防止体制の構築に向けて

最後に森本先生は、外国公務員贈賄防止体制の構築に向けて、①汚職防止体制の構築・維持の必要性、②欧米系外資系企業の取り組みとして、Exxon Mobil社の例を紹介、③コンプライアンスプログラムの制定および周知徹底、④企業買収の際の留意事項、⑤社内相談窓口(ヘルプライン)・社内通報窓口を設置する場合の留意点、⑥疑義等発覚後の事後対応体制の整備、⑦社内における普及活動および教育活動の実施、⑧定期的な事後処理—内部監査、⑨企業の最高責任者による見直し、⑩有事に備えた対応、⑪実際に問題が発生した場合の対応、に分けて説明を行い講演を終えました。

閉会の挨拶

製薬協 寺島実務委員長が、森本先生の講演に対する感謝の言葉を述べるとともに、出席した会員会社に対して、今回の講演を参考に社内体制を構築するようとの話があり、本研修会は終了しました。



寺島委員長

(コンプライアンス委員会 ワーキングチーム
岡村 淳史)